



## “平成31年度の事業概要(取組)紹介”

今回の「環境だより」は、年度初めの発行となりますので、環境保全課が実施する事業内容及び各種補助金について紹介させていただきます。

### 環境保全課関係の各事業紹介

環境保全課の業務には、いろいろなものがありますが、皆さんの生活に直接関係があると思われる業務の内容について紹介したいと思います。事業は大きく4つに分類されます。それぞれの事業について簡単にまとめると下記のとおりとなっています。

#### 《 動物（愛護）関係 》

犬の登録、狂犬病予防及び野良犬対策に関する業務です。新しく生まれた犬、譲渡により取得した犬の登録や死亡・転出による抹消を行い、犬の飼い主の方に、町で実施する狂犬病予防注射案内書の送付を行います。また、野良犬の被害が出た場合は捕獲も行います。  
※猫については、法律により捕獲などができませんので個人での対応をお願いしています。

#### 《 下水道関係 》

生活排水対策に関する業務です。

鬼北町下水道化基本構想により、区域を農業集落排水処理区域と浄化槽整備区域に分け、それをもとに農業集落排水への接続や浄化槽整備の推進を行います。

農業集落排水とは、大型の浄化槽のようなもので、各家庭から出る全ての生活雑排水及びし尿を下水管を通して各地区の処理場へ送り、まとめて浄化処理します。浄化処理した水は河川へと放流されます。

浄化槽市町村整備推進事業では、各家庭で汲み取り又は簡易水洗から浄化槽へと転換する際に工事費の一部を町が助成する事業です。使用開始後は利用者の皆さんには毎月使用料を納めていただき、浄化槽に関する全ての維持管理は町が行います。

※農業集落排水及び浄化槽の処理能力はおよそ90%です。各家庭から出る汚れを40gとすると処理後4gとなって河川へと放流されます。

※し尿、生活雑排水、トイレトーパー以外のものは流さないでください。トイレに流せると表示された猫砂なども商品によっては浄化機能を損なったり、配管を詰まらせる原因となりますのでご注意ください。

## 《 廃棄物（ゴミ）関係 》

一般廃棄物の処理が主な業務です。一般廃棄物とは、町内の各家庭（個人）から排出される廃棄物（ゴミ）のことです。これは可燃ゴミ、不燃ゴミ、ビンカン、ペットボトル、粗大ゴミ、及びし尿汚泥に分類され、それらの回収及び収集運搬業務があります。廃棄物（ゴミ）の中には再利用が可能なものもあり、リサイクルのために資源ゴミの回収にも取り組んでいます。また、ゴミ削減の観点から「食品ロス」削減を推進しています。「食品ロス」とは、まだ食べられる食品が捨てられることを言います。食べきれぬ分だけを購入することで大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家庭面にとってもプラスになるような工夫に取り組んでいただきますようお願いします。

不法投棄や放置自転車などの連絡（通報）があった場合には調査を行います。また、各地域から推薦を受けた環境保全推進員により不法投棄等に関する情報の収集や報告、生活環境保持、河川環境保全等のための巡視等を行っています。

事業者（個人経営の商店等含む）から出されるゴミについては、産業廃棄物（産廃）と事業系一般廃棄物に分かれ、産廃の主管は愛媛県となりますので、苦情が出た場合は県と共に対応しています。事業系一般廃棄物（事業者から排出される紙くず、木くず、食品残渣など）は、事業者の自己搬入を原則としますが、鬼北町が許可している運搬業者でも回収処理をしています。

※資源ごみとして回収しているものには「蛍光灯」、「乾電池」、「古着・古布」、「廃食用油」、「小型家電製品」があります。どの資源ごみも家庭から出たものについては無料で回収しています。回収場所は品目により異なりますので、「家庭ごみの分け方・出し方」パンフレットにてご確認ください。環境保全課までお問い合わせください。

※水銀を使用した体温計や血圧計については通常の燃えないゴミとしての処分は困難であり、破損により水銀が漏れ出すと危険ですので、直接環境保全課までお持ち込みください。

## 《 生活環境（住まい）関係 》

生活環境の維持保全を主とした業務です。環境の保全活動として、皆様にご協力いただいている広見川統一清掃の計画、町内各所の河川で水質保全のため検査を実施、「エヒメ AI-1」（環境浄化微生物）の普及に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの普及として、太陽光発電システム、蓄電池システム、燃料電池システム、ゼロ・エネルギー・ハウスを設置する際の補助金制度があります。

また、年3回（7・11・3月）、町内7箇所で空中の放射線量測定を行っています。測定結果については広報及びホームページで公開しています。

## 今年度の各種補助事業の紹介

環境保全課では今年度も各種補助事業を予定しています。いずれも環境問題（生活・自然）改善に向けての事業として、少しでも皆さんのお役に立てればと考えています。

事業によっては事前の申請が必要となり、設置工事等の後での申請では対象とならなくなる事業もありますのでご注意ください。事業の補助金についての詳しい内容をお知りになりたい方は、環境保全課までお問い合わせください。

また、それぞれの事業件数には予算の範囲内での限りがあります。定数となり次第終了となりますので、希望される方はお早めに手続きをお願いします。

補助事業名	補助額 (上限額)	概要
住宅用 太陽光発電システム 蓄電池システム 燃料電池システム ゼロ・エネルギー・ハウス 設置補助	上限 100,000円	自ら居住する（居住しようとする新築含む）町内の住宅に各種システムを設置する際に補助されます。 ※ゼロエネルギーハウスは居住開始から6ヶ月以内、それ以外は設置工事前の申請手続きとなります。
犬又は猫の不妊・ 去勢手術費補助	上限 3,000円	ペット（犬・猫）の不妊または去勢の手術を実施された方に、手術費の補助として交付します。  ※手術実施後の申請手続きとなります。
生ゴミ処理機購入補助	上限 20,000円	生ゴミの減量化、堆肥としての資源化を図る目的として、電気式生ゴミ処理機を購入する際に補助されます。  ※機器購入前の申請手続きとなります。
浄化槽設置補助	上限 5人槽 753,300円 7人槽 938,700円 10人槽 1,237,500円	生活排水による水質汚濁の防止を目的として、合併浄化槽に切り替える際（水洗化）に補助されます。補助額は、設置工事の内容により異なります。  ※設置工事前の申請手続きとなります。
可燃ゴミ収集箱設置補助	上限 1,400 ㍓タイプ 20,000円  700 ㍓タイプ 15,000円	環境美化、動物によるゴミの散乱防止等を目的として、利用者（地元住民）によりステーション管理している団体（自治会・組）に補助されます。  ※収集箱購入前の申請手続きとなります。

## 各種契約内容の紹介

ここでは環境保全課の事業での契約について紹介します。

平成31年4月12日現在

契約名	契約金額	契約方法	契約（業務）内容
し尿及び浄化槽汚泥収集運搬及び処理手数料徴収業務委託契約	180当たり 155円 単価は条例により決定	随意契約 (単価契約)	町に代わり、各家庭からのし尿・汚泥の汲み取り、処理場への運搬、及び引き抜き手数料の徴収業務を委託。 契約先 / 有限会社 広見衛生社
ゴミ収集運搬業務委託契約	66,627千円	随意契約	町に代わり、町内の各ステーションのゴミを回収、各処理場への運搬。また個人宅への粗大ゴミの回収業務の委託。 契約先 / 有限会社大幸クリーン
粗大ゴミ処理委託料（運搬・残渣処理委託）	今後の契約事務により決定	随意契約	町が引き取った粗大ゴミを材質毎に分別、各処理場までの運搬業務の委託。 契約先 / 今後の事務により決定
不燃物最終処分場水質検査委託料	627千円	入札	不燃物最終処分場からの地下水や浸出水の汚染状況を検査する業務の委託。 契約先 / エヌエス環境（株）
農業集落排水施設管理業務委託料	7,734千円	入札	最終処理施設にあるポンプなどの機械や、電気系統の保守点検業務の委託。 契約先 / 有限会社広見衛生社 有限会社鬼北衛生社
水質検査委託料	今後の契約事務により決定	随意契約	農業集落排水処理場の処理水（放流水）の汚染状況を検査する業務の委託。 契約先 / 今後の事務により決定
浄化槽整備工事請負契約	その都度、入札により決定	随意契約	町設置型の浄化槽設置工事を行う際には見積徴取により業者を決定し施工。 契約先 / 工事毎に契約予定
浄化槽管理委託料	8,737千円	入札	町管理型浄化槽の点検、維持管理を各地区毎に入札で委託業者を決定。 契約先 有限会社鬼北衛生社 株式会社ヒロケンテクノス 有限会社セイケ電設 有限会社広見衛生社

本内容での不明な点についてのお問い合わせは下記までお願い致します。

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係または廃棄物対策係まで

電話0895-45-1111（内線2441～2443）